

彦根市 公園施設長寿命化計画

平成 31 年 4 月

滋賀県彦根市都市建設部都市計画課

1. 都市公園整備状況

(平成29年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
88 箇所	86.73ha	7.63 m ² /人

2. 計画期間 [平成31年度～平成40年度(10箇年)]

3. 計画対象公園

種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
75	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	82

選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園又は緑地)」を設定する。
彦根市内には、現在88箇所の都市公園が開設されており、内6箇所については、遊戯施設等のない公園や、近年再整備を予定している公園であり、これを除外した82箇所を計画策定の対象とする。

4. 計画対象公園施設

対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
0	1	23	476	0	0	18

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
5	0	0	523

これまでの維持管理状況

- ・施設全般および遊具については、市職員が日常点検を実施。指定管理者制度による公園管理を行っている公園については、委託する業者が日常点検を実施。
- ・各公園施設については、年2回の定期点検を実施し、その結果に基づき必要な対策を行っている。

選定理由

対象施設について、「公園施設長寿命化対策支援事業」に該当する公園面積が2ha未満の公園は遊戯施設のみを対象とし、2ha以上の公園については、遊戯施設と予防保全型管理施設を計画対象とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は平成 29 年 9 月から平成 30 年 2 月の期間に実施した。

一般施設、建築物

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。健全度調査は予防保全型管理の候補とした 47 施設について実施した。

(施設数)

施設種別	健全度判定			
	A	B	C	D
a. 一般施設 (30)	12	16	2	0
d. 建築物 (17)	2	10	5	0

c. 土木構造物、e. 設備施設は該当なし。

遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

(施設数)

施設種別	健全度判定			
	A	B	C	D
b. 遊具等 (474)	10	360	104	0

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、市職員および委託する業者（指定管理者）により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、委託する業者（指定管理者）や地元自治会に委託し、実施する。

a. 一般施設、d. 建築物等

- ・日常点検の際、安全面で問題となる施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また、対象施設の健全度調査を実施し、設備の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年 2 回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・安全利用面で問題となる施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

a. 一般施設等、d. 建築物等

- ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後保全・予防保全の類型は、公園施設ごとの管理類型の例などを参考にして確定する。
- ・公園施設（a. 一般施設、d. 建築物等）については、維持保全（清掃・保守・修繕）を行う中で著しい劣化が見られた場合には、専門業者に対応を依頼する。
- ・日常点検の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

b. 遊具等

- ・日常点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

2. 事後保全型に類型した施設

本計画では計画対象としない。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

別添「公園施設長寿命化計画調書」(様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」)による

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

長寿命化対策の実施効果として、予防保全型管理を行う対象公園施設における改築・更新費、長寿命化対策のための修繕費等を考慮し、長寿命化対策を実施しなかった場合と実施した場合とにおける年間当たりのライフサイクルコストの縮減額を算出する事となっている。しかしながら、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」国土交通省公園緑地・景観課(H24.4)によると、遊戯施設においては、事故防止の観点を最優先させるため、ライフサイクルコストの比較による縮減額の算出は行わないとされている。

そのため、本市の長寿命化計画においては対象施設の大半を遊戯施設が占めるため、本計画による長寿命化対策の実施効果としては、以下～が期待できる。

【本計画における長寿命化対策の実施効果】

各種公園施設の老朽化に対する安全対策を強化することが出来る。

各種公園施設の劣化状況が把握でき、計画的な修繕や更新を行うことが出来る。

長寿命化計画を立てることにより質の高い公園管理を行うことが出来る。

以上